

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会  
(第6回)

# 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会（第6回）

日時： 令和3年2月25日（木）

会場： 三番町共用会議所大会議室

時間： 午後2時00分～午後3時16分

## 議 事 次 第

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 議 事

#### （1）第5回検討会で出された意見を踏まえた修正案について

- ・機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定について（案）
- ・サンプリング方法の見直しについて（案）
- ・スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定について（案）

#### （2）余マスの見直しについて

- ・米穀の商慣習に関する意見交換会取りまとめ報告
- ・皆掛重量の廃止について（案）
- ・意見交換

#### （3）食品表示基準の一部改正に関する答申について

#### （4）その他

### 4 閉 会

## 配付資料

議事次第

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会委員名簿

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会（第6回）【座席表】

- 資料 1-1 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定について（案）
- 資料 1-2 サンプルング方法の見直しについて（案）
- 資料 1-3 スマートフードチェーンとこれを活用した J A S 規格の制定について（案）
- 資料 2-1 米穀の商慣習に関する意見交換会取りまとめ報告
- 資料 2-2 皆掛重量の廃止について（案）
- （参考） 食品表示基準の一部改正に関する答申について

#### 出席委員

座	長	大 坪 研 一	新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授
委	員	飯 塚 悦 功	東京大学名誉教授、 公益財団法人日本適合性認定協会理事長
委	員	井 村 辰二郎	アジア農業株式会社代表取締役
委	員	岩 井 健 次	株式会社イワイ 代表取締役
委	員	栗 原 竜 也	全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部長
委	員	白 井 恒 久	わらべや日洋ホールディングス株式会社 取締役常務執行役員
委	員	千 田 法 久	千田みずほ株式会社代表取締役社長
委	員	夏 目 智 子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
委	員	藤 代 尚 武	正林国際特許商標事務所 技術標準化事業部長
委	員	三 澤 正 博	木徳神糧株式会社特別顧問
委	員	森 雅 彦	日本生活協同組合連合会 商品本部農畜産部特別商品グループマネージャー
委	員	山 崎 能 央	株式会社ヤマザキライス代表取締役

午後1時59分 開会

○齊官穀物課課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第6回農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、天羽政策統括官から一言御挨拶を申し上げます。

○天羽政策統括官 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介を頂きました政策統括官の天羽でございます。

委員の先生方におかれましては、御多忙のところ、またコロナ禍の下、ウェブ参加も併せて御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

あわせまして、常日頃から食品なりお米・食料の安定供給に皆様方、御尽力を頂いておりますことにつきまして、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

また、本日は消費者庁から五十嵐表示企画課長にも御出席を頂いております。ありがとうございます。

第6回になりました農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この検討会におきましては、様々御議論を頂いてきたわけですが、本日は前回の検討会で伺いました三つの論点、第1に機械鑑定、穀粒判別器を前提とした農産物検査規格の策定、第2に農産物検査の際のサンプリング方法の見直し、第3にスマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定、以上の三つの論点につきまして、これまでの御意見、前回の御意見も踏まえた修正案を、事務局の方からお示しをいたしまして御意見を伺うということとしています。いずれの論点につきましても、今後、更に技術的な検討、実務的な検討をして深めていかねばならないと考えております。

また、昨年9月の第1回の検討会で御説明をいたしましたが、別トラックで米穀の商慣習に関する意見交換会、いわゆる余マスについての意見交換会報告がまとまりましたので、本日、御報告をさせていただき、御議論を頂ければと考えています。

また、消費者庁の方からは、お米の食品表示基準の一部改正の内容につきまして御報告を頂くということでございまして、委員の先生方におかれましては、今日も忌憚のない御意見、活発な御議論をお願い申し上げまして、私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 ここで、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧にございますように、議事次第、委員名簿、座席表、資料1-1、資料1-2、

資料1-3、資料2-1、資料2-2、参考を配付しております。不足などございましたら、会議の途中でも結構ですので事務局にお申しつけください。

次に、委員の出欠状況について御報告させていただきます。

本日の出欠につきましては、12名全ての委員の皆様に御出席いただいておりますことを御報告いたします。

また、本日は消費者庁の五十嵐食品表示企画課長にも御出席を頂き、食品表示基準の一部改正に関する答申について御報告いただくこととしております。

農林水産省からの出席者につきましては、座席表で御確認いただきますようお願いいたします。

本検討会は公開で行います。事前に本日の傍聴を希望される方を公募しておりまして、18名の方がウェブにて傍聴をされております。

ここからは、大坪座長に議事進行をお願いいたします。大坪座長、よろしくをお願いいたします。

#### ○大坪座長

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

委員各位それから事務局におかれましては、効率よく議事を進められますよう円滑な進行に御協力いただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

まず、前回は反対意見がなく、今回の検討会で進めるに当たっての留意点等を検討することとしていた機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定、サンプリング方法、スマートフードチェーンについて、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○上原米麦流通加工対策室長

それでは、事務局より御説明をさせていただきます。

資料1-1を御覧ください。まず、この資料の中身でございますが、座長からもございましたとおり、前回第5回検討会で御意見を頂いたものを踏まえ、赤字で前回の資料から修正を加えたものでございます。順に御説明をさせていただきたいと思います。

まずこの資料ですが、本検討会の名前を入れさせていただいております。

1番を御覧ください。まずこの機械鑑定を前提とした農産物検査規格、そして農産物検査規格そのものの意義・目的について記載をしております。

1番です。「水稻うるち玄米の農産物検査規格は、全国統一的な規格に基づき、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、産地・卸間の円滑な取引に活用されている。また、検査結果は生産者による品質改善の参考として活用されてきた。水稻うるち玄米の流通ルートや、

玄米を原料として生産される精米に対する消費者・実需者のニーズが多様化している現状に鑑みると、玄米取引において、精米の品質を左右する原料玄米に関する幅広いデータを活用することも想定され、農産物検査規格においても、これに資するものとするのが期待されている」と記載を追記させていただいております。

2番です。このため、水稻うるち玄米の農産物検査規格について「機械鑑定を前提とした規格」を策定すると、目的を書いております。

そして3番目です。この「機械鑑定を前提とした規格」においては、流通ルートの多様化や消費者・実需者ニーズの多様化に対応し、また、生産者によるデータに基づく品質改善に資するよう、これまでの等級区分で示すのではなく、規格項目の測定結果を数値で示すこととすると修正をさせていただいております。

次のページを御覧ください。4番目です。今回の「機械鑑定を前提とした規格」でございますが、穀粒判別器の性能確認につきまして、民間の検査機関が性能確認を行うということを考えております。体制が整うまでは国が行うということをしております。前回の御意見を踏まえまして、括弧書きの赤字のところを追加させていただいております。「なお、穀粒判別器の性能確認や、その際に用いる試料標準品の確認事務の民間への移行に際しては、穀粒判別器の市場規模の今後の成長等も踏まえつつ、信頼性を落とさない設計を検討する」と追加をさせていただいております。

そして5番です。この「機械鑑定を前提とした規格」ですが、①番から⑨番の規格項目がございます。どういうものかといったところですが、赤字のところ「玄米を精米にする際の歩留まりや品質の重要な指標である」という言葉を追加させていただきました。

そして7番を御覧ください。今回の検討会で結論が得られましたら、規格項目について計測・標準化・米穀の専門家などから構成する技術検討チームを設置し、検討していくことにしております。この検討のところ⑤番といたしまして測定結果の表示方法についてもお示しをし、御検討いただきたいと考えております。

8番、9番の前段部分は意味の伴わない修正ですので、説明は省略させていただきます。

次のページを御覧ください。9番の後半部分ですが、この農産物検査の結果につきまして、データで卸売事業者などが御覧になれるような仕組みを作ってまいりたいと考えております。卸売事業者だけではなく流通事業者もこれは御覧になれるようにしてまいりたいと思っておりますので、「実需者・流通事業者」という言葉に変えさせていただいております。

そして、前回の委員の御意見を踏まえまして赤字のところを追加いたしました。なお、新た

な仕組みの活用が進むよう、その具体的な内容については、時間的な余裕を持って関係者に周知するように努めてまいりたいと思います。

10番です。この「機械鑑定を前提とした規格」ですが、その検査の証明事項について、検査の証明事項を活用してどのように米穀を評価するのかは民間で定めていくことが基本だと考えておりますが、当面の間、国は機械測定の数値と品質の関係の目安などをガイドラインとして示すことといたしたいと思います。そして、このガイドラインにおきまして、現行の規格と比べたレベル感を一定の幅で示すことを念頭に置いてまいりたいと思います。

11番です。この「機械鑑定を前提とした規格」の制定により、検査現場の負担増大を招かないよう、国はこの規格に対応したマニュアルの整備、研修などを実施するほか、サンプリング方法の見直し、そして電子化の推進なども含め、総合的に農産物検査の簡素化・合理化が進むようにしてまいりたいと思います。

以上、資料1-1です。

続きまして、資料1-2を御覧ください。サンプリング方法の見直しについて修正点を御説明させていただきたいと思います。

内容の1番については、意味の伴わない修正ですので割愛させていただきます。

2番です。新方式のサンプリング方法につきまして、国が登録検査機関の判断の参考になりますようにガイドラインを示すこととしております。そのガイドラインを示す際の留意点ですが、その際、そのロットの均一性などに関するデータを収集しつつ科学的な検証を進めることとし、従前方式の設定根拠（限界品質の発生率など）も確認しつつ、ガイドラインが国際的に整合の取れた抜き取り方式に準拠したものとなるように留意をしてまいりたいと思います。

次のページの修正については、意味は変更ございませんので説明を省略させていただきたいと思います。

続きまして、資料1-3を御覧ください。スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定についてです。

前回の御意見を踏まえまして2番のところに修正を加えております。結論を得られましたら、このスマート・オコメ・チェーンの、そしてこれを活用した民間主導でのJAS規格の制定を進めるためコンソーシアムを設置をすることとしております。この①番ですが、コンソーシアムの中には社会システムの専門家も含まれるように留意してまいりたいと思います。

次のページを御覧ください。4番です。スマート・オコメ・チェーン及びこれを活用したJAS規格の検討を進める際の留意点について記載をしております。

まず①番です。前回の御意見を踏まえまして、米と健康に関する情報、品種の情報など、消費者が重視する情報が、このスマート・オコメ・チェーンで取り扱う情報に含まれるようにすると追加をしております。

そして③番です。このスマート・オコメ・チェーンのデータに関してですが、有機JASなど関連する情報をリンクできるように検討してまいりたいと記載をしております。

そして④番です。農林水産省内のガイドラインですが、赤字のところ、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインというものを策定しておりますので、このガイドラインとも整合性を図りつつ進めてまいりたいと考えております。

⑤番は意味を変更するものではございませんので、説明を省略させていただきたいと思いません。

最後に⑧番です。このスマート・オコメ・チェーン、そしてこれを活用したJAS規格において、今後の技術の進歩を踏まえつつ検討を進めてまいりたいと思いません。また、生産者を始めとする関係者の負担が過度にならないよう十分留意するという、追記をさせていただいております。

以上、前回の委員の御意見を踏まえた留意点について追加修正をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

千田委員、お願いいたします。

○千田委員 質問と意見ということでお話しさせていただきたいと思うのですが、まず資料1-1の4番、民間の検査機関とは具体的にどのような検査機関を今想定されているのでしょうかというのが一つございます。

「我が国の試験機関で作成された試料標準品を用い、国が定める試験方法により」と謳われていますが、いつどこで誰がどのように決めるかということで、機械鑑定に係る技術検討チームを設けることになっておりますが、この技術検討チームはどのようなジャンルの方々を選ばれるのか、もし想定があれば教えていただければと思いません。

それから9番ですが、農林水産省の共通申請システムの活用ということで、ID番号、QRコード、ICタグ等から表示・活用という項目があるのですが、申し訳ありません、ちょっと



勉強不足で、この農林水産省の共通申請システムというのを私は存じ上げていなくて、これを触りだけでも教えていただければ有り難いです。

以上です。よろしくお願いします。

○大坪座長 ありがとうございます。

千田委員からの御質問で、民間の検査機関とはということと、技術検討チームの構成ですね。それから最後に、農水省の共通申請システムについてという三つの御質問を頂きました。

事務局、いかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。事務局からお答えをさせていただきます。

まず民間の穀粒判別器の性能確認に関する民間の検査機関とはどのようなところかということです。これは前回も飯塚委員からも御助言を頂きました。これは穀粒判別器の市場規模も踏まえながら考える必要があると思いますが、一番高度な体系を取るとISOに基づく試験所ということになってまいりますし、そこまでなかなか市場規模が得られていないということになりますと、それに準じた試験所などが想定されると考えております。今後の穀粒判別器、しっかり市場が育つように努力してまいりたいと思いますが、そういう状況を踏まえながら考えていく必要があるのではないかと考えております。

そして二つ目です。この技術検討チームはどのようなメンバーで構成されるのかということです。昨年、穀粒判別器の機械鑑定を可能としたということがございました。そのときに穀粒判別器に関する検討チームを設置してまいったところですが、その際は米穀に関する専門家、そして計量、標準化に関する専門家、そして機械に関する専門家、そして生産者、実需者を含めて検討してまいった経緯がございます。こういうことを念頭に置きながら、また設置に向けて人選などを進めてまいりたいと考えております。

そして3点目です。共通申請システムというのはどのようなものなのかという御質問でした。これは農林水産省が省を挙げて進めているシステムでして、例えば政策統括官の組織ですと、経営安定対策などが対象になっているところです。農産物検査も可能にしてまいりたいと思っております。

どのようなものかといいますと、農業者などがウェブ上から登録を頂き、書類を出すことなくウェブ上で手続ができるというものです。農産物検査で例えて申しますと、農業者が共通申請システムから農産物検査の申請ができる、さらに、検査した結果を見ることができると、こういうシステムを構築してまいりたいと思っておりますので、このシステムを活用して更に検

査結果などを幅広く活用いただけるように努めてまいりたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

千田委員、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、次に御質問あるいは御意見のある委員がおられましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○大坪座長 飯塚委員、どうぞお願いいたします。

○飯塚委員 どうもありがとうございます。

一読させていただきましたが、きちんと書かれていると思えました。全体としてはこれで良いと思います。

この手の報告書をまとめたときに心すべきことは、先ほど天羽政策統括官が仰いましたように、具体的に何をするかということまでしっかりとブレークダウンすることだと思います。

さらには、不都合のない限りはいつまでにやるかという時期もできるだけ明確にしておくべきです。提案を読んでいくと、例えば令和5年までにという記述から遡るとまあ3年ぐらいだろうと推測できるところもあるのですが、いつまでにということを確認していくこと、これが重要と思っております。

少し具体的に言いますと、1-1の資料でいくと8番、農産物規格規程の改正を行うことをいつぐらいを目指しているのだろうかとか、あるいは1-1の資料の10番でガイドラインを示すというわけですが、このガイドラインはいつ頃なのだろうかということだとか、さらにサンプリングの方で1-2の話でいくと2番でガイドラインを示すと、これは技術的な検討をしっかりとやらねばならないのでなかなか大変で1年か2年ぐらい掛かるかもしれませんが、テキパキやらなければいけないので、ずるずる延ばしになることはないと思うのですが、一応その目安を決めておく必要はあると思います。

あとは1-3の資料だとコンソーシアムですね。これはすぐにでもやる気になっていきますからすぐだと思うのですが、一度設置していつぐらいまで、これは令和5年産のお米からやりたいというのですから、スケジュール感は分かるのですが、いつ頃設置するということなど、不都合のない限りは書いておいた方が良いのではないかと感じました。

以上です。どうもありがとうございました。

○大坪座長 ありがとうございます。

御質問ですね、時期につきまして改正の時期ですとか、ガイドラインの提示の時期、サンブ

リングにつきましてもそうですね。それからコンソーシアムの構成の時期、こういったことについてもう少し具体的にお示しいただければということです。

これは事務局、お答えいかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

資料中、なるべく書くように努力をしてみたいということです。例えば「機械鑑定を前提とした規格」ですが、結論を本検討会で得られましたらば、先ほどの技術検討チームを設置して、令和3年にこれは整備をするということに記載いたしました。こういうスピード感で進めてまいりたいと思います。

また、サンプリング方法に関しましても、これも令和3年産からの適用を念頭に改正していくこと、これを記載させていただきました。なるべく具体的に明確に書くように努めておるところです。

そしてスマート・オコメ・チェーンのコンソーシアムです。これについては、結論が得られましたらすぐにでも募集を開始できればと思っておりますので、これは結論が得られましたら、すぐにコンソーシアム作りに向けて動いていくということを考えております。この検討会ではほかの事項はまだ検討が続いていくわけですが、同時並行でこれは進めていくということも念頭に考えてまいりたいと思いますので、御指摘のところもスケジュール感も念頭に置きながら、速やかに進むようにまた関係者としてしっかり議論しながら、先ほど申し上げたようなスケジュール感で進めてまいりたいと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。

飯塚委員、いかがでございましょうか。

○飯塚委員 結構でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○大坪座長 スピード感を持ってお進めいただけるということです。

ほかの委員の皆様、御質問、コメントいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

手を挙げていらっしゃるんですね。どうぞよろしくお願ひします。

○栗原委員 全農の栗原です。聞こえますでしょうか。

○大坪座長 はい、どうぞ。

○栗原委員 全農の栗原でございます。意見とか要望をお話しさせていただきたいなと思っております。

資料1-3の件のスマートフードチェーンの関係ですが、最後の⑧のところ、前の回でもお

話しさせていただいたのですが、「生産者をはじめとする関係者の負担が過度にならないよう」ということで、ここを本当にしっかりとお願いしたいと思っております。データがそこから発出されていくと、それで流れていくということになるかと思っておりますので、そういった意味合いではしっかりとお願いしたいと思っております。

それと資料1-1の関係です。機械鑑定の関係ですが、前にもお話しをさせてもらったのですが、生産サイドで検査や保管業務、これが非常に手間とかコストが掛かってくると、目視による検査と機械による検査が併存することも想定されますので、そういったことからすると非常に手間、コストが掛かってくると思っています。

それと輸送対応の煩雑化、これ非常に区分けをしないといけない可能性もありますし、そういうことからすると、分別して輸送するとなるとまたコストの関係もあると、価格形成、お取引先様の米穀卸様とか実需者様との価格形成をどうやっていくのかと、そういうことも含めて流通の課題が山積すると思っております。

そういったことから、しっかりと農水省におかれては、個々の検査結果について目視と機械計測の関係についてやってほしいと、それで、生産者からもこの関係性どうなのかとか、実需者の方からもどうなのかとか、そういうお問合せも多々来る可能性もございますので、混乱のないように周知徹底を頂くようお願いしたいと思っております。

この規格策定に伴う影響などを、しっかりと国として検証をして機械鑑定規格を作っていたきたいと思っております。その相関関係、ここにも書いてございますが、目視と機械の相関関係、それもしっかりと明らかに示していただきたいということで、是非、よろしくお願いたいと思っております。意見です。

○大坪座長 ありがとうございます。

二つの御要望を頂きました。スマートフードチェーンにおける御負担の問題、二つ目は目視と機械検査との併存における仕分、あるいは相関、検証、こういったところにおいて農水省の御指導とか役割を御要望されたと同いました。

これにつきまして、事務局の方ではいかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

まずスマート・オコメ・チェーンの関係ですが、前回、前々回もございましたので、御意見を踏まえまして、この最後のページになりますが、⑧番の御指摘いただいたところを追加記載させていただきました。このようなことに留意しながらしっかりと進めてまいりたいと考えております。

そして、資料1-1の機械鑑定を前提とした農産物検査規格ですが、これも、これまでの御指摘、複数の委員から御指摘の観点を頂いております。このため、特に10番のところで、国はガイドラインを示すということを明確に記載させていただいたほか、「ガイドラインにおいて、現行の規格と比べたレベル感を一定の幅で示すことも念頭に置く。」という追加をさせていただきました。

また、11番のところでは、検査現場の負担増大を招かないようにしていくということで、追加の記載もさせていただいたところです。

こういうことを念頭に置きながら、先ほどの御意見も踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

○大坪座長 ありがとうございます。

スマートフードチェーンにつきましては、1-3の⑧に、負担にならないようにということを付記いただいております。

規格につきましても、国としての役割としてガイドラインを示す、現行の検査とのレベル感を示すということ書いておられまして、あと、検査現場の負担にならないように、また、栗原委員の御意見にも沿った形でいろいろ検討を加えていきたいと、こういうお答えでした。

これに対しまして、栗原委員、いかがですか。

○栗原委員 JAグループ、今、検査員が1万3,000人ぐらい、検査員の65%ぐらいを占めていますから、そういう方たちが混乱しないように、しっかりと農水省に対応いただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○大坪座長 栗原委員から、1万3,000人おられる中の検査員の皆様の御負担にならないように、混乱しないようにという御要望でした。承りました。

事務局の方で、どうぞよろしくお願ひいたします。

ほかに御意見、コメント等、いかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、コメントがないようですので、資料1、機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定、サンプリング方法、スマートフードチェーンについては、本検討会の結論とさせていただきます。ありがとうございます。

次に、米穀の商慣習に関する意見交換会に関する報告と皆掛重量の廃止案について、事務局より説明をお願いいたします。

○三野農産企画課長 農産企画課長の三野と申します。

本日は御参集いただきましてありがとうございます。

本日、資料の2-1、御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

資料の2-1ですが、まず、本意見交換会の開催経過から御説明申し上げます。

本意見交換の端緒ですが、昨年、令和2年の7月17日に閣議決定をされました規制改革実施計画におきまして、農産物検査規格と商慣習の総点検を行い、検討会において1年程度で結論を得ると決められました。これを踏まえまして、米の生産者、集出荷業者、卸売業者、また、流通、それから計量、法律、それぞれ御専門の皆様にお集まりいただきまして、計8名の出席者で構成し、検討を開始させていただいたということです。本検討会の千田委員と山崎委員にも意見交換会に御出席いただきまして、熱心に御議論を頂戴いたしました。

第1回目の意見交換は昨年の9月10日に開催をしまして、こちらにございますように、商慣習の現状・課題、アンケート調査などにつきまして議論を行っていただきました。

その後、10月16日から11月13日まで、農林水産省のホームページにおきましてアンケート調査を実施させていただきました。447件と多くの回答を頂きまして、生産者の方々、それから集出荷業者、卸売業者、小売、中食・外食業者の皆様から、それぞれ回答を頂いたということです。

この頂いた回答を踏まえまして、12月24日に第2回の意見交換会を開催いたしまして、この結果を基に議論を行っていただきました。

余マスにつきましては、商慣習として長年定着してきたという一方で、これまでの間、その在り方について明示的な議論は長らくされてこなかったということが明らかになりまして、この農産物検査の中で検査用サンプルを採取するためのものであると。後ほど出てまいります。正しいことではないのですが、そういった認識も見られていたということです。

このように様々な現状・課題が明らかになりまして、今後の対応方策について検討を行うことができた、このように考えております。

2ページ以降に、それぞれの論点ごとに、皆様に御議論いただいた内容を取りまとめさせていただきます。

(1) から (5) ですが、まず、そもそも論の、余マスの目的ということですが、正味重量を超えて多めに袋詰めされた米のことを指すわけですが、目的につきましては、中ほどにございますように、保管中の水分率の減少などによる重量の欠減をあらかじめ補うと、あるいは、商品として引渡しを行うときに信頼できる重量を確保する、こういったことが主な目的と考えられますが、一方で、販売促進の観点などがあるということも確認されたところです。

また、生産者の約2割の方が、よく分からない、知らないという回答もありましたほか、生産者の半数、約5割、集出荷業者の約7割、そして卸売業者の約6割と、かなり多くの方々は、これは農産物検査で検査用サンプルを抜き取るためと回答されておられますが、これは誤解です。これが明らかになったということです。

こういった状況を踏まえまして、意見交換会では、当事者の皆様は目的を理解・共有して取引することが重要であると御指摘いただいたところです。

2ページ目の下、四角で囲ませていただきましたが、今後の対応といたしましては、当事者間の話合いや、余マスの目的、これを理解・共有促進に資するよというということで、この目的を当事者の皆様方にどう認識されているか、こういった実例を情報提供させていただくということのほか、国の法令に基づくものといった誤解を解消するように情報提供させていただきたいということです。

これが1点目の目的に関する事項です。

2点目です。余マスの設定根拠と量です。

こういった規程・根拠に基づいてこの量を設定しているかということに関しましても、先ほどの目的と同様に、かなりばらつきがあるということが明らかになったところです。生産者、集出荷業者、卸売業者、皆様共通して、約4割の方々が登録検査機関による指示と回答されておりましたほか、契約に基づくもの、あるいは、文書・口頭による指示、商慣習、国の法令、紙袋の記載、よく分からない、実に様々な回答でした。全くここでは共通認識や理解が形成されていないということでした。

特にこの中でも、余マスの設定根拠につきましては登録検査機関の指示という回答が多くなっておりましたが、また、法令という回答もございましたが、これはいずれも誤解です。

また、設定されている量も、地域ですとか個々の取引ごとに様々な状況でした。

さらに、3ページ目の下ほどにございますが、一部の生産者様におかれましては、取引先と交渉・相談を行って、その結果、量に変更されたという事例もあるということが確認されたところです。

4ページ、お願いいたします。

こういった、かなりばらつきがある状況の下です、4ページほどの上段の方にごございます四角で囲ませていただきましたが、今後の対応といたしましては、取引当事者がそれぞれの取引における余マスの目的に即しまして適切な量の設定、こういったことを話し合う場合に、これに資するように設定の根拠ですとか量に関する全国的な状況、事例、また科学的知見、これが

重要だという御指摘も頂きましたので、こういったことにつきまして、やはり情報提供させていただくと取りまとめさせていただいております。

それから、3番目の論点としまして、負担の在り方です。

生産者、集出荷業者、卸業者の皆様に通しまして、この余マス分を考慮しない取引価格になっているという回答を6割ほど頂いております。また、生産者が余マスを負担している場合が多いと思われまます。

一方で、約2割の方が、生産者、集出荷業者、卸売業者の約2割の方々は、よく分からない、どちらでもない、明確になっていないというようなお答えをされております。

そして、誰がどこまで負担すべきなのかということに関しましては、生産者の皆様方、約5割が、集出荷業者、卸売業者も含めて負担すべきと考えられている一方で、集出荷業者の約6割、卸売業者の約8割は、生産者が負担すべきではないかと考えておられまして、ここでもやはり共通認識が形成されていないということが明らかになっております。

こういった状況を踏まえまして、この当事者間での明確な共通認識を持つということがやはり重要であると考えられるところでございます。

5ページ目、お願いいたします。

今申しましたような現状・課題を踏まえまして、まず、5ページ目の上段、四角で囲んだ一つ目の四角のところですが、今後の対応といたしましては、上記の(1)、すなわち目的ですとか余マスの設定根拠、量につきまして、情報提供と併せまして、余マスの負担という問題は取引の条件の一部として、当事者間で話合いの対象となり得るということにつきまして、具体的な事例とともに広く情報提供を行わせていただきたいと、行ってはどうかということです。

それから、1から3まで、こちらを踏まえまして、この当事者の皆様方同士で、目的、根拠、量、負担の在り方などにつきまして、話合いと先ほど来申し上げておりますが、この話合いの環境整備、この話合いが有益なものとなるように、農林水産省が余マスの実態・事例や本意見交換会の議論に基づきまして、留意すべき事項や科学的知見などに基づきまして、手引きというものを作成してはどうかということです。

こちらに関しましては、本来、民間ベースで決められるべきものであり、国が介入し過ぎるのは問題ではないかという御意見もあったところですが、手引きと申しますのは、やはり事例とか、こういった情報を提供させていただく、整理するものであるということで、例えば国が余マスの量などをお示しして、そういうものではないということです、御理解を頂ければと考えております。



それから、4番目の論点としまして、皆掛重量の取扱いでございます。

こちらは、今までの論点に比べまして、ある程度意見の一致が見られたところではないかと考えておりますが、この正味重量と風袋重量に加えまして、検査請求された皆掛重量を満たしているかどうか。これは現在、確認・証明をしているわけですが、本来重要なのは正味重量が守られていることではないかと。あるいは、皆掛重量の検査・証明は、これは国が法令・制度に基づいて決めていると、検査・証明することによって、そういった誤解を招いているのではないかという御意見を頂きましたので、廃止すべきではないかということでした。

こちらは、量目の検査におきまして、今後は正味重量のみについて検査・証明を行うこととしまして、皆掛重量につきましては、その検査・証明につきましては廃止することとしたらどうかという取りまとめでございます。こちらにつきましても、廃止の際に混乱が生じないようにすべきと、大変ごもつともな御意見いただいておりますので、国としては、その経過措置なども含めまして、きちっと混乱が生じないように周知に努めてまいりたいと考えております。

それから最後、5番目の論点ですが、30キロの紙袋の見直しです。

30キロの袋に包装されている米のばら積み、それから下ろしにつきましては、運送事業者の方々から敬遠される傾向があるという実態がございますので、これを軽量化すべきという問題提起も頂きました。

こちらにつきましては、物流上の問題ということもございますので、5ページ目の下ほどにございますように、引き続きの検討課題とさせていただきたいと考えております。農林水産省では、米の物流・流通の問題につきましても定期的に検討会開催しておりますので、そちらの方で検討してまいりたいと考えております。

以下、この意見交換会に御参加・御議論いただいた先生方のお名前、名簿のほか、第1回目、第2回目の意見交換会の主な御意見、それから資料、先ほど申しましたアンケートの取りまとめの概要などを付けさせていただきます。

科学的知見に基づいてという御意見につきましては、例えば最終ページ、60ページの水分量の減少に関する、既にある研究の成果なども分かりやすく記載をさせていただいているところです。

大変簡潔ではございますが、米穀の商慣習に関する意見交換会の取りまとめの報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○上原米麦流通加工対策室長 それでは続きまして、資料2-2についても御説明をさせていただきます。

先ほどの取りまとめ報告の中の5ページ、(4)のところで、皆掛重量につきまして、廃止することとしてはどうかということがございました。具体的にどのように廃止を進めていくのかという案を、資料2-2で記載をさせていただいております。御説明申し上げます。

まず、1番目です。現在の農産物検査においては、量目の検査は正味重量及び皆掛重量について行っておりますが、皆掛重量の検査は廃止をしてみたいと思います。

括弧です。どのように廃止をするかということですが、農産物検査法施行規則第3条に、「品位等検査に係る量目についての検査は、正味重量及び皆掛重量につき行う」と定めております。この「及び皆掛重量」という言葉を削除するということがございます。また、同規則別記様式で検査証明書の様式を示しておりますけれども、この「皆掛重量」欄を削除するということを書いてございます。

そして、※でございます。農産物検査制度とは別に、検査証明書以外のところに、当事者の御判断で皆掛重量を記載することは当然可能ですので、その旨を記載しております。

そして、2番です。いつから行うのかということですが、「皆掛重量の検査の廃止は、令和3年産米からの適用を念頭に、規則の改正など必要な手続を進める。」ということに記載いたしました。

ただし、現在、お米の袋には既にもう検査証明書欄が印刷をされているものがございます。混乱を避ける経過措置ということですが、包装容器の切替えが必要となることから、改正規則の施行から2年間は、米袋に印刷されている検査証明書に皆掛重量が記載されていた場合でも、農産物検査法13条2項の「紛らわしい表示」には該当させず、登録検査機関の責任を問わないこととする。この場合は、検査証明された皆掛重量ではなく、当事者の判断で記載された皆掛重量として取り扱うということに記載させていただきました。

あわせて御意見を伺えればと思っております。よろしく願いいたします。

○大坪座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の御説明に関しまして、資料2-1につきましては、四角の囲みの中に今後の対応方針が書かれていますので、このことも含めて御意見をお伺いしたいと思います。また、このうち、皆掛重量の廃止に関しましては、資料2-2で具体的な内容を示していただいておりますので、こちらにつきましても御意見を伺いたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

千田委員、どうぞ。

○千田委員 資料2-2に関してですが、皆掛重量の表示をしないということは、正味重量、

例えば30キロと表示するわけですが、風袋重量が何グラムなのかというのが不明なまま受渡しを行うと、実際には風袋も含めて個袋で重量確認を行うと思いますが、具体的にどのように計測すると正味重量が確認できるのかと思います。

例えば、生産者ないしは売渡者が当社の風袋は全て230グラムですと申請を出して、それを足して加えて、最終的に測った重量がそれを下回っていなければ良いというような確認でいいのでしょうか。もちろん検査は正味重量で行うことが前提です。そうしないと、実際に最終的に中身を取り出したときに正味重量が欠けていた場合、発見が遅れると思います。ですから、その辺のところの整合性というのはどのように考えておられるかというのを確認したいと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。

ご質問の点につきまして、事務局にお答えいただければと思いますが。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

農産物検査における検査の方法について御質問を頂きました。皆掛重量を廃止してまいるという案で書いておりますが、正味重量の検査をどのように行っていくのかという御質問だと思います。

農産物検査において、お米の袋、これは正味重量にお米の風袋重量、例えば今の紙袋でありますと230グラムという数字ですが、お米の正味重量と風袋重量を合わせた重量を検査の現場で測定して、風袋重量を差し引いて正味重量入っているかと、こういう検査を行っていくことになるかと想定をしております。

以上でございます。

○大坪座長 千田委員、いかがでしょうか。

○千田委員 そうしますと、結局、風袋重量と正味重量を加算したものを計量するということになるわけですね。

○上原米麦流通加工対策室長 はい、そのようになるかと思えます。

○千田委員 そうすると、結局それは、今までやっていた皆掛重量と同じ意味ではないのですか。

○上原米麦流通加工対策室長 検査の方法とすれば、やはり総重量、袋も合わせた重量を測定した上で、袋の重量を差し引いて、正味重量が入っているかどうかという確認を行うということだと思っております。

検査証明書の中に、皆掛重量は今、例えば30.5キロとか書いてあるわけですが、こういうお

米の袋に皆掛重量の数字が事前に印刷されていて、それを生産者が受け取られたときに、農産物検査で30.5キロの数字が決められているかのように見えてしまうということが、課題だと思っております。ですので、この皆掛重量の証明書欄を削除し、農産物検査において皆掛重量の検査は行わないということにすることで、課題の解決を図ってまいりたいと考えております。

○千田委員 結果的には皆掛を測って、それが、例えば今までは30.5って書いてあったのが30キロ、正味重量30キロと書いてあるものに対して、例えば米袋の1型を使っていると、それが230グラムです。30.23を上回っていれば正味重量30キロあるという認識をするということによってよろしいということですか。

○上原米麦流通加工対策室長 はい、そのとおりです。つまり、風袋重量合わせて30.23であれば、風袋重量引けば30キロでございますから、正味重量があるということになるということでございます。

○千田委員 はい、分かりました。以上です。

○大坪座長 事務局から御説明いただきました。

千田委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに委員さん、御意見、コメント等、いかがでしょうか。

夏目委員、どうぞ。

○夏目委員 はい、ありがとうございます。

一つ質問でございます。資料2-1の取りまとめ報告の中に、1ページですが、447件の、アンケート調査でございますが、「447件の回答を得た。」とありますが、これは、母数はどれくらいのもので、447件の回答というのはどの程度の比率だったのかどうかということをお伺いしたいのが1点です。何か、出てきた回答の内容が非常にばらつきが様々なところがありましたものですから、それを質問です。

もう1点は、資料2-2の2番です。これについて反対するものではございませんし、当然のことかと思いますが、2の3行目のところから、包装容器の切り替えが必要となることから、改正規則の施行から2年間は猶予という状況だと思うのですが、その間は「登録検査機関の責任を問わないこととする」と書いていますので、その前段のところ、改正規則の施行から2年間というのは、当然責任を問わないことと同時に、この改正規則についての周知をやはりきちんとやるということを一方で入れておく必要があるのではないかなと私は感じたところですので、御検討いただければ有り難いと思った次第です。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

2-1につきまして、調査447の母数についてお尋ねです。いかがでしょうか。

○三野農産企画課長 1点目の母数について、お答え申し上げます。

資料2-1の36ページですが、447件の回答を得たということ、調査概要のところにお示しをしております。

やり方としまして、アンケートを例えば何千人という方にお配りして回答いただいたということではなくて、ホームページに設問をアップロードさせていただきまして、その結果、回答いただいた方が447件ということですので、母数という概念がないアンケート調査です。

内訳はこちらに、36ページの1の(3)にございますように、生産者164件、集出荷業者150件、卸売業者78件、小売、中食・外食事業者55件という内訳です。

○大坪座長 ありがとうございます。

夏目委員、よろしいでしょうか。

○夏目委員 はい、結構です。

○大坪座長 それから続きまして、2年間の猶予とありますが、その間に周知徹底する必要があるのではないかという御意見です。事務局の方で、いかがですか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

御指摘のとおり、2年間の猶予期間、皆掛重量が検査証明書内に書かれている袋、書かれていない袋、双方あるということになってまいりますので、流通上混乱が生じないように、しっかり関係者に周知を徹底してまいりたいと考えております。

○大坪座長 お答えありがとうございます。

夏目委員、いかがですか。

○夏目委員 はい、ありがとうございます。

もうそのとおりだと思うのですが、例えば1-3の資料の9番のところの新しく付け加えたところですが、そういうところには、「新たな仕組みの活用が進むよう、その具体的な内容については、時間的な余裕を持って関係者に周知するよう努める。」、こういう記載がありますので、同様の記載をここへ入れてもいいのではないかという意見だったのですが、はい。

○大坪座長 事務局、お願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

また次回、これは、今回頂いた御意見を踏まえて、必要な追加・修正をさせていただき、お諮りをできればということも考えておりますので、委員の御発言を踏まえて、また所与の事項

を検討させていただき、次回またお示しをさせていただきたいと思います。

○夏目委員 はい、ありがとうございました。

○大坪座長 ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、コメント、御質問、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○大坪座長 はい、岩井委員、どうぞ、お願いいたします。

○岩井委員 おむすび権米衛の岩井と申します。

実は私、この検討会に入らせていただいてから初めて「皆掛重量」とか「余マス」という言葉を知りました。我々、創業して20年になりますが、ずっと1俵2万4,000円という固定価格で、また、有機に至っては3万円という価格で、農家産から直接正味重量で買い上げております。

正味重量で買い上げる、これが普通の商習慣だと考えております。

農家さんが売り渡した後の水分コントロールまで農家さんが負担するというのは非常におかしな話であって、生産者がこの商習慣によって不利益を被られているのであれば、是非ともこういうものは廃止していただきたい。

農業とは全く違いますが、以前石油ビジネスをやっておりました立場としては考えられない商習慣だと感じております。正当な取引をすべきではないかと思えます。すみません、意見までですが、よろしく申し上げます。

○大坪座長 ありがとうございました。

岩井委員からは、石油業界などほかの業界でも正味重量での取引が多いということで、今回、皆掛重量の廃止ということについて、賛成と申しますか、応援のコメントを頂きました。

これにつきましては、お答えはよろしいですね。

ありがとうございました。

ほかに、委員の皆様からコメント、御質問ございますか。

○大坪座長 飯塚委員、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○飯塚委員 どうもありがとうございます。飯塚です。

この意見交換会は物凄く紳士的な委員会だと思いました。

枠囲みで書いてあることについて、(1)から(3)までに関していうと、事例等を含めて情報提供したら良いということですが、私はもっと強くというか誘導する方向が良いと思っていて、5ページにありますように、(1)から(3)までを踏まえて手引きを作られると

ということですが、これを強く推奨したいと思います。

私の専門は品質ですが、品質保証というのは基本的に売手が保証します。そうしないと売れないからです。ですから、この重量に対しても、売手がちゃんと保証しなければいけないと考えます。もしそれが水分量などによって変わるのであるならば、例えば水分15%に換算したときの重量を保証することにして、今はこれだけあるから大丈夫と保証すれば良いと思います。もちろん測定誤差などによるばらつきもあるでしょうから、その分布を考慮して少し増やすかもしれません。

今、岩井委員からお話があったように、こんなものは正味重量に決まっているじゃないですか。資料の2-2に関していうなら、皆掛重量で保証するなんてもってのほかです。これは正味重量で保証すべきと思います。取引に際し、水分量等がどういう状態のものでどのくらいの重量かということで保証すること、これが重要だと思います。

私は取引に関する手引きを作った方がよいと思います。なぜかといいますと、取引において、売手・買手の間の強さ・弱さの関係はいろいろですが、一般的には買手の方が強いです。そうすると、公正な取引でなくなる可能性が高くなります。であるならば、その分野できちんとした取引が進むようにするためには、ある程度この方向でいくべきであるということをやんわりと誘導していくことが必要だと思っていて、そのような手引きを作っていただくことが良いと思っています。

この検討会でも既に説明がありましたが、生産者の方はそんなことまで負担するのかと感じていまして、そんなものは早く外して、対等な関係で、ちゃんとしたものを提供できるような商習慣にしていくことが必要だと思います。

本来は、ちゃんとした質のお米を作ることですよね。おまけ付けたらどうだろうかなんて、そんなつまらない商売したら駄目と思っています。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

飯塚委員からは、もっと強い表現でもいいのではないかということ、公正な取引を維持するために、どうしても買手が強くなるので、水分含量換算なども含めた取引をしてもいいのではないかということで、もう少し強い表現で誘導してもいいのではないかというコメント、御指導いただきましたが、事務局についてはいかがでしょうか、この御意見につきまして。

○三野農産企画課長 岩井委員、それから飯塚委員、貴重な御意見、ありがとうございます。

今回、余マスの検討を始めた経緯といいますか、先ほど申しましたように、規制改革推進会

議で指摘されたということではございますが、そもそも当事者間の、取引の当事者の皆様でしっかりした合意、取決めがあるということがまず大原則だろうと思います。こういった経緯、先ほど申しました規制改革推進会議で指摘された理由、背景も、今、先生が仰ったように、長年の商慣習という名の下に、取決めや合意がないまま、古くは江戸時代からというような指摘もあるようですが、ずっと検証されずに来たということが一つの、今回意見交換会で議論いただいた大きなきっかけでしたし、また、このように取りまとめて少しずつ前に進むのも大きな意義だと思いますので、貴重な意見、本日、それから意見交換会でも賜りましたので、手引の内容につきましても、どこまで国として書いていくのが適切なのか、また御相談申し上げながら進めたいと考えております。ありがとうございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、今まで伺っておりますと、基本的な事務局案に反対意見はないと伺いました。そして、いろいろ貴重なコメントいただきまして、千田委員、それから夏目委員、岩井委員、飯塚委員を始めとして、委員さんから頂きましたコメントにつきまして、いろいろ検討・御配慮いただきまして、次回、最終案を事務局の方で御準備いただくという形で、基本方針につきましては今回の検討会でもってお認めいただくという形でよろしいでしょうか。

皆様御賛同いただけましたようですので、特に資料の2-1につきましては四角囲みの方針により対応を進めさせていただきたいと思っておりますし、皆掛重量の廃止につきましては、資料2-2の内容で基本的に進めさせていただきます。そして、委員さんから頂きましたコメントにつきましては配慮しながら、最終案に進めるという形で進めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、最後に、消費者委員会からの食品表示基準の一部改正に関する答申につきまして、消費者庁の五十嵐食品表示企画課長より報告を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○五十嵐食品表示企画課長 消費者庁の五十嵐でございます。

消費者庁からは、「参考」と書かれた資料に沿って御説明をしたいと思っております。

2枚おめくりください。

玄米及び精米に関する表示については、食品表示法に基づく内閣府令である食品表示基準に規定をされております。今般、規制改革実施計画を踏まえて、次の四つの改正を行うこととしております。

一つ目が、農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種、産年の表示を



可能とすること。

二つ目に、一方で、根拠が不確かな表示がなされた米が流通すると困りますので、産地、品種、産年の根拠を示す資料の保管を義務付けること。

三つ目に、表示事項の根拠の確認方法についてですが、例えば農産物検査証明によるなどといったようなその確認方法の表示を可能とするということ。

それから四つ目に、例えば生産者名など、消費者が食品を選択する上で適切な情報について表示の枠内への表示を可能とするというような改正を行うこととしております。

次のページをおめくりください。

この食品表示基準を改正する際には、法律上、消費者委員会食品表示部会で意見を聴くこととされております。

スケジュールの方になりますが、この令和2年10月に、消費者委員会食品表示部会に、先ほど御説明をしました食品表示基準の改正案を諮問いたしまして、その後4回にわたって議論いただいて、1月末に答申を頂きました。

次のページをおめくりください。

この答申書の中身について、簡単に御報告をさせていただきます。

答申書のところですが、この一部改正案については、諮問された改正案のとおりとすることが適当であるという答申を頂いて、あわせて、附帯意見が付されましたので、それについても、次のページになりますが、簡単に御説明をいたします。

今回の改正によって、産地、品種、産年を表示する場合は、今回の改正によって、農産物検査による証明に代えて、この産地、品種、産年について根拠を示す資料の保管が必要となるということであるため、この根拠資料ということがとても重要になっております。このため、附帯意見の1番目としまして、どういう根拠資料が表示をする際には必要かということを通知に具体的に示すべきであるというのが一つ目。

二つ目が、監視が重要になるので、必要な監視体制を強化すること。

三つ目に、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保する観点から、事業者に対して、表示事項の根拠をどのように確認したか、その方法を表示するよう推奨することが望ましいということ。

それから四つ目に、今回の改正、それから、農産物検査自体、なかなか消費者には正しく理解されていないということもありますので、これについて普及・啓発をしっかりと行うことというように、四つの附帯意見が付されたところです。

この改正案については、3月中に公表いたしまして、施行は7月1日からということで進めております。

消費者庁からは以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

本検討会とも関係する一部改正に関する答申について御説明を頂きました。五十嵐課長様、ありがとうございます。

これからここで審議することではないのですが、御質問があればお伺いしたいと思います、よろしいでしょうか。

御質問、どうぞ。山崎委員でしょうか。

○山崎委員 はい。

○大坪座長 お願いいたします。

○山崎委員 生産者の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

改正に伴い保存する資料につきましては、紙もしくは電子媒体等、または、どちらか一方でも良いのかは具体的に教えていただければと思います。

○五十嵐食品表示企画課長 これ、具体的には通知の方に書かれていくこととなりますが、保存方法については、紙でも良いですし、電子媒体でも良いということは明記をしていきたいと思っております。

○山崎委員 ありがとうございます。

○大坪座長 どちらでもいいというお答えです。ありがとうございます。

ほかに御質問はよろしいですか。井村委員、どうぞ。

○井村委員 質問です。

見直し案では、赤枠で囲んであるところの「農産物検査証明による」という表記、あるいは、「〇〇ライス（生産者名）確認による」という表示ができるということですよ。そのときに、例えばあるお米屋さんが3件の農業生産法人から、生産者の証明による新潟県コシヒカリを買い取ったときには、それを書きたいと思った場合は、この3社名、A社B社C社確認による等、三者列記で書くような、イメージでしょうか。

○大坪座長 五十嵐課長様、いかがでしょうか。

○五十嵐食品表示企画課長 仰るとおり、ここは任意表示の部分になっておりますので、ちゃんとした根拠を持っているものであれば、そのような形でも表示していただいて構わないということですよ。

具体例としては通知の方で、例えばこのようなやり方がありますよというのは明記をしていきたいと考えております。

○大坪座長 井村委員、よろしいでしょうか。

○井村委員 すみません、少し会場の声が聞き取りにくくて。後でテキストで頂ければ結構ですが、是非イコールフットィングになるということを求めるところであります。

○大坪座長 御要望でした。ありがとうございました。

それでは、ほかに委員様、御意見、御質問いかがでしょうか。

○大坪座長 栗原委員、お願いいたします。

○栗原委員 全農の栗原です。

資料の、参考資料の、ページ数書いてございませませんが、附帯意見のところ、少し要望とか意見をお話しさせていただきたいと思っております。

一つ目は表示の根拠資料ですが、是非しっかりと各段階で資料を保存するような、そういう形をしっかりと措置してもらいたいと思っております。なぜかという、今、流通が非常に輻輳化しておるといふか複雑化している状況ですので、そういった中では、各段階でしっかりと根拠資料を保管するというのが重要なのかなと。これはやはりブランドの毀損にも、もし万が一何かあったときに、ブランドの毀損、その産地の毀損、されてしまうこともございますので、そこはしっかりお願いしたい。

あと、監視もやはりしっかりとお願いしたいと思っております。各産地がブランドを育ててやってきたのが、一瞬で、悪意を持った人の流通業者など、各段階で何が起ころか分かりませんので、そういうことからすると、しっかりと監視をしてもらいたいというのが2点目です。

3点目、ここで、2行目の後ろの方から、事業者に対して、消費者への配慮が必要だと、「事業者に対して「表示事項の根拠を確認した方法」を表示するよう推奨することが望ましい」ということが書かれております。「その旨通知に記載すべきである。」ということで、ここをしっかりと五十嵐課長にお願いしたいと思っております。やはり、消費者に誤認与えないようにお願いしたいというのが我々の望みです。こういうのを推奨して、明記してもらおうということが必要なのかなと。「農産物検査証明による」とか、「〇〇ライス確認による」というのはできる規定になっていますよね。

そういう中で、そういうのを推奨し、やるべきだというようにしっかりと、業界団体、生産者団体、また需要者団体の方々にも含めて周知徹底いただいて、こういう記載がなされるように、実現をするようにお願いしたい。そのためにも、4のところの普及・啓発、周知、これを

しっかりと、消費者庁さん、農水省さん含め、徹底的にやってもらいたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございました。

栗原委員からは、生産者を代表して、ブランドを大切にされるという観点から、根拠資料をきちんとするという事、それ、監視をきちんとやっていただきたいと。それから、普及・啓発、周知を徹底していただきたいという御要望を頂きました。

ほかの委員様、いかがでしょうか。御質問、コメント、よろしいでしょうか。

それでは、委員様の時間を終わらせていただきます。

それでは一応、本日の議事は、おかげさまで、これで全て終了いたしました。

本日の議題とは別に、この全般に対して何か委員様の方でコメントあるいは御意見ございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようですので、進行を事務局にお返しいたします。

本日は、長時間にわたる議論、円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

○齊官穀物課課長補佐 大坪座長、ありがとうございました。

最後に、本日の資料は本検討会終了後、速やかに農林水産省ホームページに掲載させていただきたいと存じます。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時16分 閉会